

佐野支店借用事務所の募集

平成30年10月15日
株式会社日本政策金融公庫
管財部長 島本 さゆり

株式会社日本政策金融公庫は、佐野支店における借用事務所を、以下の要領で募集します。

1 借用事務所の仕様

(1) 事務所の所在地等

所在地：JR佐野駅から半径500m程度以内の距離にあること。

面積：370㎡程度（共用エリアを除く。）

月額賃料：4,000円/㎡以下（管理費、共益費及び消費税を含む。）

敷金：月額賃料（管理費、共益費及び消費税を除く。）の12ヵ月以内

- (2) JR佐野駅からの交通の便が良いこと。
- (3) 建物は24時間警備（有人又は機械）であること。
- (4) 不特定多数の来店が可能であること。
- (5) 二方向避難経路が確保されていること。
- (6) 間仕切りに関係なく空調が可能である等空調設備が整備されていること。
- (7) OAフロアが整備されていること。
- (8) 隣接するテナントとの遮音が十分に図られていること。
- (9) 昭和56年6月1日施行の建築基準法施行令改正による新耐震基準の適用を受けた建築物であること。
- (10) 周辺、建物内の環境が政策金融機関の事務所として相応しいこと。
- (11) 事務所として十分使用可能な電気容量を確保できること。
- (12) 通信用光ファイバーを使用できること。
- (13) 事務所として使用するフロアは2以内とし、連続階であること。
- (14) 事務所として使用する面積の200㎡程度は連続していること。
- (15) 入居する建物敷地内に4台分の駐車場を確保できること。
- (16) 入居する建物敷地内に2台分の駐輪場（自転車用）を確保できること。
- (17) 来客誘導が可能な看板等の設置が可能であること。
- (18) 平成31年6月30日までに間仕切り工事に着手できること。
- (19) 貸主の経営状況または信用度が極端に悪化していないと認められること。

2 契約期間

契約予定先決定の一定期間後から10年を上限とした複数年度契約とする。

但し、6ヶ月前までに解約の通知をすれば期間内での解約が可能なこととする。また、月額賃料（管理費、共益費、消費税及び地方消費税を含む。）は期限内であっても協議の上改定できるものとする。

3 提出書類、応募期限等

契約を希望する者は次の要領にしたがって、必要な書類を添えて、期限までに応募すること。

(1) 提出書類

- ・ 参加申込書（別添1）
- ・ 誓約書（別添2）
- ・ 契約書案
- ・ 見積書（賃貸場所、面積、月額賃料、共益費・管理費、敷金を必ず記載すること。） （原本1部、写し1部）
- ・ 物件の所在地、構造及び図面を記載した書類、パンフレット （各2部）
- ・ 上記「借用事務所の仕様」の条件を満たしていることが確認できる資料 （各2部）
特に次の事項が確認できる資料を添付すること。

仕様条件	確認事項
(2) JR佐野駅からの交通の便が良いこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅からのアクセス ・ 前面道路環境
(4) 不特定多数の来店が可能であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリー整備状況(※) （駐車場、トイレ、建物入口、通路等）
(8) OAフロアが整備されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現時点で未整備の場合は、入居時までに貸主負担で工事を実施することの可否 ・ OAフロアにスロープを設置している場合は、その旨
(10) 周辺、建物内の環境が政策金融機関の事務所として相応しいこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天井高 ・ エレベーター、トイレ、給湯室等来客・職員が利用する共用設備の仕様概要 ・ 来客用駐車場(※)の有無及び使用条件(建物敷地内に無い場合は近隣の駐車場について記すこと)
(11) 事務所として十分使用可能な電気容量を確保できること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用可能な電気容量と借用部分の電源設置状況
(17) 来客誘導が可能な看板等の設置が可能であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置が可能な看板の種類・数量 ・ 立看板の設置(※)可否 ・ 館内案内板(※)の設置有無・使用可否
(19) 貸主の経営状況または信用度が極端に悪化していないと認められること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務諸表類(法人の場合)または営業用純資本金額に関する書類及び収支計算書(個人の場合) また、「信用格付業者登録」(金融庁)の登録業者から信用格付を受けている場合はその旨(※)

(注) 上記のうち(※)の項目については、募集にあたっての必須要件ではない。

(2) 応募期限、応募方法及び応募先

- ・ 応募期限：平成30年10月29日（月）15時00分まで（必着）
- ・ 応募方法：持参又は郵送

持参の場合には、下記の応募先における「日本公庫エントランス1階総合受付」

で担当名及び当該案件に係る提出書類を持参した旨を伝えること。

- ・ 応募、問合せ先：
東京都千代田区大手町1丁目9番4号（大手町フィナンシャルシティ ノースタワー）
株式会社日本政策金融公庫 管財部契約課
担当：佐伯 達也 電話：03-3270-1552 FAX：03-3270-1411

(3) 応募に当たっての留意事項

- ・ 応募者は契約を締結する者に限る。
- ・ 応募者は下記4の応募資格を満たす者に限る。
- ・ 応募受付後、必要により、電話による確認、物件の内覧、追加詳細資料の提出などを求めることがある。
- ・ 前1「借用事務所の仕様」の条件を具備した事務所の中から、当公庫において、事務所の状況、利便性、月額賃料等を総合的に審査した上で決定する。

4 応募資格

次の各号に掲げる条件をすべて満たしている者

(1) 次の各項に該当しない者であること。

- ア 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
- イ 競争に参加しようとする者が、公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げたとき、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (ウ) 契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (キ) この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- ウ 申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした者

- (2) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり適正な契約の履行が確保される者
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。
- (4) 参加申込書及び参加資格確認資料の提出期限の日から契約締結までの期間に、公庫から契約規則に基づく契約資格喪失措置を受けていない者
- (5) その他公庫が不相当と認めた者でないこと。

5 契約に当たっての留意事項

- (1) 提出する契約書案については、賃貸場所、面積、月額賃料以外の箇所については協議のうえ、変更する場合がある。
- (2) 当公庫は、申込にかかる費用、契約にかかる手数料、更新料を一切支払わない。
- (3) 原則として、本契約の名称、契約日、契約金額並びに契約者の名称及び住所その他の本契約の内容を公表する。

以上

参 加 申 込 書

佐野支店借用事務所の募集に参加することを希望します。

平成 年 月 日

郵便番号

住所

商号又は名称

代表者氏名

代表者印

連絡先

(担当部署)

(担当者名)

(電話番号)

(F A X)

(E - m a i l)

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 島本 さゆり 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代表者印

誓 約 書

今般、「佐野支店借用事務所の募集」に係る公募に関し、下記項目の全てを満たすことを誓約するとともに、万一、後日、不正な行為等が判明した場合は、貴公庫のとられる処置には一切異議の申し立ては行いません。

記

- 1 次の各項に該当しない者であること。
 - ア 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
 - イ 競争に参加しようとする者が、公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げたとき、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (ウ) 契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (キ) この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
 - ウ 申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした者
- 2 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり適正な契約の履行が確保される者
- 3 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。

以上